注１　優先電話（電気通信事業法施行規則第56条第１号に掲げる機関が行う重要通信を優先的に取り扱うこととした加入電話、総合デジタル通信サービス、ＩＰ電話、携帯電話又はＰＨＳをいう。以下同じ。）について、サービスの種別ごとに記載すること。
２　「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本工業規格都道府県コードの番号の順序によること。
３　記載する都道府県及びサービスの種別の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
４　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

第２表

電気通信役務契約等状況報告
都道府県別機関別優先電話契約数

年３月31日現在

サービスの種類　優先電話

事業者名

都道府県	機関			合計
合　計				

注１　優先電話について、電気通信事業法施行規則第56条第１号に掲げる機関ごとに記載すること。
２　「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本工業規格都道府県コードの番号の順序によること。
３　記載する都道府県及び機関の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
４　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第５（第２条第１項関係）

第１表

電気通信役務契約等状況報告
利用数

年　月　日現在

サービスの種類　ＩＰ電話

事業者名

端末系伝送路設備の種別	電気通信番号の種別		合計
	０ＡＢ～Ｊ番号	050番号	
合　計			
参考事項			

注１　ＩＰ電話のために最終利用者に付与されている電気通信番号の数を記載すること。
２　電気通信番号の種別及び端末系伝送路設備の種別を組み合わせたものごとに記載すること。
３　電気通信番号の種別は、「電気通信番号の種別」の欄に電気通信番号規則第９条第１項第１号又は第10条第１項第２号に規定する電気通信番号の別に欄を設け、端末系伝送路設備の種別は、平衡対ケーブル、同軸ケーブル、光ファイバケーブル等の別に項を設け記載すること。
４　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者が最終利用者に付与している電気通信番号の数を自らの利用数として含めること。
５　端末系伝送路設備の種別が把握できない場合には、「その他」の項を追加し、同項にこれを記載すること。
６　０ＡＢ～Ｊ番号を用いているもののうち、電気通信事業法施行規則第14条第３号に規定する電気通信役務を提供している場合には、「参考事項」の項にこれを記載すること。
７　注６に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
８　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

第２表

電気通信役務契約等状況報告
都道府県別利用数

年３月31日現在

サービスの種類　ＩＰ電話（０ＡＢ～Ｊ番号に限る。）

事業者名

都道府県	利用数
合　計	
参考事項	

注１　ＩＰ電話（電気通信番号規則第９条第１項第１号に規定する電気通信番号に限る。）のために最終利用者に付与されている電気通信番号の数を記載すること。
２　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者が最終利用者に付与している電気通信番号の数を自らの利用数として含めること。
３　番号ポータビリティ機能を利用してサービスを提供している場合には、「参考事項」の項に当該機能の利用数を記載すること。